

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目         | 質問   | 回答   |
|-------|------|-----|----|------------|--|--|
| 1     | 実施方針 | 2   | 16 | 第1-1-(5)   | 「選定された民間事業者は、本事業のみを目的とした会社法に定められる株式会社「SPC」を設立し、業務を実施する。」とありますが、一方で、例えば所有資産の全てを代表企業が所有して本事業を行う場合等、SPC設立のメリットが認められない場合等において、SPCを設立しない形での提案を行うことは可能でしょうか。                   | 倒産隔離、会計の透明性等の観点から、代表企業1社のみの場合であってもSPCを設立することを前提としています。   |
| 2     | 実施方針 | 2   | 25 | 第1-1-(5)-② | 「SPCは対象施設及び対象設備については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、」とありますが、例えば、対象施設及び対象設備をSPCに所有させる意義が認められない場合、又は所有させない方がメリットが大きいと考えられる場合は使用権限を確保できていれば、ほぼ100%の資産をSPCが持たない形態をとることも可能でしょうか。 | 全ての対象施設及び対象設備についてSPCが所有権を有しない形態については想定していませんが、事業期間等終了時点まで使用権原が確保されていることを条件として、一部を賃借によることも可能としています。 |
| 3     | 実施方針 | 3   | 2  | 第1-1-(5)-③ | 「SPCは必要に応じて対象施設及び対象設備の更新を行う。」とありますが、更新の範囲については事業者提案に基づくとの理解で宜しいでしょうか。  | そのとおりです。   |
| 4     | 実施方針 | 3   | 13 | 第1-1-(6)   | 「国有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の対象設備については、事業期間等終了時点でSPCが撤去する」につきまして、アンテナの空中線設備および土台は建物に含まれますか。   | アンテナの空中線設備及び土台は建物には含まれません。   |
| 5     | 実施方針 | 3   | 13 | 第1-1-(6)   | 「国有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の対象設備については、事業期間等終了時点でSPCが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点後も対象施設及び対象設備は国に譲渡を行わないものとする。」につきまして、既存の設備の流用も場合により認められるのでしょうか。   | 民有地を使用して実施する場合は、既存の施設・設備の流用は可能です。  |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目            | 質問  | 回答  |
|-------|------|-----|----|---------------|---|---|
| 6     | 実施方針 | 3   | 20 | 第1-1-(7)事業期間  | 「なお、国が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国はSPCに事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。」とありますが、SPCの責によらず、事業期間終了時までには本事業衛星の軌道外投棄を完了していない場合は、別途契約により、事業期間を延長するという認識で宜しいでしょうか。 | 「事業期間を延長する場合は、別途契約を締結することを予定しています。追加費用は当該契約に基づき支払いますが、追加費用の基準等は特に定めていません。なお、延長の手の詳細については、入札公告時に示します。」 |
| 7     | 実施方針 | 3   | 23 | 第1-1-(7)      | 「国はSPCに事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。」につきまして、延長する場合の追加費用額の基準等を教えてください。   | No.6を参照してください。  |
| 8     | 実施方針 | 3   | 23 | 第1-1-(7)      | 「本事業の事業期間を延長することができる。」とありますが、本事業の終了予定である平成42年3月末以降に延長された場合、別途運用等事業契約が継続され費用は国のご負担という理解で宜しいでしょうか？  | No.6を参照してください。  |
| 9     | 実施方針 | 3   |    | 第1-1-(7), (8) | 事業延長した場合の費用に関しては、どのようにお考えでしょうか？   | No.6を参照してください。  |
| 10    | 実施方針 | 3   | 23 | 第1-1-(8)      | 費用について、「運用等事業を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。」とありますが、不定期に発生する修繕、更新の費用については平準化して支払う場合、コストの増加要因となることが考えられるため、こうした費用に関しては発生時期に合わせてお支払い頂くよう変更頂くことは可能でしょうか。                                      | 不定期に発生する費用も含めて、平準化して支払うことを予定しています。詳細は入札公告時に示します。  |
| 11    | 実施方針 | 4   | 5  | 第1-1-(9)①     | 「基本協定書(案)については入札公告時に示す。」とありますが、本事業はPFIとして初の事業であり、内容調整に相応の期間を要するため、入札公告に先立って開示していただくことは可能でしょうか。  | 基本協定(案)については、入札公告時に示す予定です。  |
| 12    | 実施方針 | 4   | 9  | 第1-1-(9)②     | 「事業契約書(案)については入札公告時に示す。」とありますが、本事業はPFIとして初の事業であり、内容調整に相応の期間を要するため、入札公告に先立って開示していただくことは可能でしょうか。  | 事業契約書(案)については、入札公告時に示す予定です。   |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目          | 質問  | 回答  |
|-------|------|-----|----|-------------|---|---|
| 13    | 実施方針 | 5   | 10 | 第1-2-(2)    | 「特定事業の選定を行わないこととした場合」、本事業の実施形態はどのようなものになるのでしょうか。  | 国直轄事業として行うこととなります。  |
| 14    | 実施方針 | 5   | 10 | 第1-2-(2)    | 「客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合」とは、どのようなケースが想定されるのでしょうか。   | 本事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められない場合を指します。   |
| 15    | 実施方針 | 7   | 4  | 第2-2-(4)    | 「公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。」とありますが、事業者側が非公表を要望した場合は非公表とされるとの理解で宜しいでしょうか。またその場合、事業者側はどのような手続きをとれば宜しいでしょうか。 | 質問者が質問及び回答の非公開を希望する場合は、その旨を質問書の提出時に明確化してください。<br>なお、公表することにより、質問者の利益を害するおそれがなく、本事業の円滑な推進に資するものと考えられる場合には、質問者の同意を得たうえ公表することとします。 |
| 16    | 実施方針 | 7   | 6  | 第2-2-(5)    | 一次審査は、応募者の参加資格要件に関する資格審査との理解でよろしいでしょうか。   | 入札公告時に示す一次審査資料により審査します。   |
| 17    | 実施方針 | 7   | 13 | 第2-2-(7)    | 現時点で可能な範囲で、競争的対話について的手法・範囲についてご教示いただけますでしょうか。   | 入札公告時に示す予定です。   |
| 18    | 実施方針 | 7   | 28 | 第2-2-(10)-① | 第一次審査の結果は第二次審査に引き続き加味されるのでしょうか。   | 入札公告時に示す予定です。   |
| 19    | 実施方針 | 8   | 7  | 第2-2-(10)-① | 「事業実施能力、経営計画」の審査にあたっては、SPCの経営陣の選出を含めた経営体制も評価されるという理解でよろしいでしょうか。   | 入札公告時に示す予定です。   |
| 20    | 実施方針 | 8   | 7  | 第2-2-(10)-① | 「資金調達計画」の審査にあたって、どのような評価内容で審査がされるのでしょうか？  | 入札公告時に示す予定です。   |
| 21    | 実施方針 | 8   | 28 | 第2-2-(13)   | 「……応募者がいない場合、あるいは……特定事業の選定を取り消すものとする」とありますが、応募者が1社（または応募グループが1グループ）の場合であっても事業者選定を行うのでしょうか。  | 応募者が1社であることが必ずしも事業者選定を実施しない理由になりません。  |
| 22    | 実施方針 | 10  | 2  | 第2-3-(1)    | 「応募者は1社又は複数のグループとする。」とありますが、1社100%出資の形態での提案も可能との理解で宜しいでしょうか。  | 可能です。   |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目         | 質問  | 回答   |
|-------|------|-----|----|------------|---|--|
| 23    | 実施方針 | 10  | 2  | 第2-3-(1)   | 1社100%出資の形態の場合等、SPCが出資者の連結対象となるケースが想定されますが、この場合、当該出資者が連結納税を行っており、本事業のSPCにおいても連結納税の適用が可能な場合は、SPCに連結納税を適用するかたちでの提案は可能でしょうか。 | 可能です。  |
| 24    | 実施方針 | 10  | 6  | 第2-3-(1)-① | 代表企業は構成員の中から任意に選定してもよろしいのでしょうか。<br>また、その際に代表企業・構成員に対し出資額・出資比率に要件があるのでしょうか。  | 前段は、ご質問の通りです。<br>後段は、第2の3.(1)②以外は要件を設けておりません。                      |
| 25    | 実施方針 | 10  | 16 | 第2-3-(1)-② | SPCの設立に際し、資本金額について要件（最低資本金額等）があるのでしょうか。<br>また、SPCは当該事業期間中に減資を行ってもいいのでしょうか。  | SPCの資本金額は事業者の提案とします。<br>減資については、あらかじめ国の承諾を要することとします。詳細は入札公告時に示します。 |
| 26    | 実施方針 | 10  | 16 | 第2-3-(1)-② | 「代表企業及び構成員を除く株主」とは、“個人”を含んでのことでしょうか。  | ご質問の通りです。  |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目         | 質問  | 回答                                     |
|-------|------|-----|----|------------|---|--|
| 27    | 実施方針 | 10  | 22 | 第2-3-(1)-③ | 代表企業、構成員、協力会社から他の企業への再委託（業務の一部）も考えられますが、その際には委託する業務内容等を含み再委託先の企業名を第一次審査資料の中に明記しなければならないのでしょうか。                                      | 入札公告時に示す予定です。                          |
| 28    | 実施方針 | 12  | 13 | 第2-3-(2)   | (オ) 「静止地球環境観測衛星の製造等業務請負」を受注した事業者」は構成員または協力会社の参加資格要件を満たしていないものとの記述がありますが、SPCもしくはその構成員が、同事業者より設備もしくは機器等を調達し本PFI事業の設備とすることは問題ないのでしょうか。 | 問題ないと考えております。                          |
| 29    | 実施方針 | 14  | 3  | 第3-1       | 衛星（ひまわり8号・ひまわり9号）に対する国（気象庁）が予定している保険等の内容についてご教示願います。  | 衛星（ひまわり8号・ひまわり9号）に対して国が保険をかける計画はありません。 |
| 30    | 実施方針 | 15  | 6  | 第3-2-(3)   | 減額の要件については、遅くとも事業契約により入札公告時に開示されるものと見受けられますが、本事業はPFIとして初の事業であることを鑑みて、当該要件について入札公告に先立って公表していただくことは可能でしょうか。                           | 減額の要件については、入札公告時に示す予定です。               |
| 31    | 実施方針 | 15  | 10 | 第3-2-(3)   | 「業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。」とありますが、施設・設備整備費に該当する部分については、サービス対価減額の対象外との理解で宜しいでしょうか。   | 入札公告時に示す予定です。                          |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目            | 質問   | 回答   |
|-------|------|-----|----|---------------|--|--|
| 32    | 実施方針 | 16  | 3  | 第4-1          | 「対象施設の立地場所として、北海道、埼玉県、鹿児島県に事業実施用地を確保する」とありますが、一方、業務要求水準書の第2部 各論 第2前提条件 4項に「・・・主局を、関東地域（島嶼部を除く）に、副局を北海道地域（島嶼部を除く）に配置すること。」とあります。両者の記載に差異が見られますがご解説いただけますでしょうか。          | 実施方針の第4 1項の「・・・」は、国が事業用地として提供可能な場所を記載したものです。<br>業務要求水準書の第2部 各論 第2前提条件 4項の「・・・」の記載は、実施方針第4 1項のなお書きに示す、民間事業者の自主的な提案を選択する場合の条件等を定めているものです。これは、衛星から観測データを伝送するKa帯ビームは、関東と北海道の2地域へのビームであり、受信可能な地域として主局を関東地域、副局を北海道地域に配置することを要求しています。<br>なお、測距局を含めた衛星管制を行う局は、北海道から九州の範囲に配置することが可能と考えます。また、鹿児島県の土地は、直轄事業の場合にTTC機能を持った測距局を設置することを想定しております。これは、測距中も2.5分毎にコマンド送信を可能とするためです。 |
| 33    | 実施方針 | 16  | 3  | 第4-1          | 「対象施設の立地場所として、北海道、埼玉県、鹿児島県に事業実施用地を確保する」につきまして、国有地利用の場合、3箇所全てを使用する必要はありますか。   | 3箇所全てを使用しても、1箇所ないし2箇所の使用でも構わないと考えています。   |
| 34    | 実施方針 | 16  | 8  | 第4-1          | 「事業実施用地及び建物を自ら確保」、「事業期間等終了まで本事業を実施するために必要な使用権原を確保されることを条件として賃貸借」とありますが、天災地変（不可抗力）等により確保した用地・建物が使用出来なくなった場合、国との協議を前提とし、別用地・別建物等に移転することは可能でしょうか（最低限の運用等事業を継続することを前提として）。 | 可能と考えています。   |
| 35    | 実施方針 | 18  | 16 | 第6-2-(1)<br>③ | 違約金の計算方法については入札公告時に開示されるものと見受けられますが、本事業はPFIとして初の事業であることを鑑みて、当該計算方法について先立って公表していただくことは可能でしょうか。  | 計算方法については、入札公告時に示す予定です。  |
| 36    | 実施方針 | 19  | 12 | 第6-2-(3)      | 「不可抗力の定義については、入札公告時に示す。」とありますが、本事業はPFIとして初の事業であることを鑑みて、当該定義について先立って公表していただくことは可能でしょうか。   | 不可抗力の定義については、入札公告時に示す予定です。   |

| 質問No. | 資料名     | ページ | 行目 | 項目         | 質問  | 回答   |
|-------|---------|-----|----|------------|---|--|
| 37    | 実施方針    | 20  | 1  | 第7         | 「法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項（1.～3.）」とあります。リスク分担表における事業者リスクについて、国の方針（税制変更等）や、事由発生時点においてSPCがリスクを負えない状況になった場合は、別途、国との調整・協議によりその後の方針を変更・決定することは可能なのでしょうか。   | 方針の変更又は決定を約束することはできませんが、協議を行うことは可能です。  |
| 38    | 実施方針    | 20  | 1  | 第7-1       | 今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行うとありますが、これは、内閣府民間資金等活用事業推進室のホームページに平成17年6月7日付けで掲載されている「地方税法付則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について」の内容が、今後延長された場合には、国はこの適用の検討を行う、との理解で宜しいのでしょうか。 | 本事業の内容が当該特例措置の対象に含まれると判断される場合には、検討を行います。   |
| 39    | 実施方針    | 21  | 8  | 第8-1-(3)-② | 「なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。」とありますが、明らかにした場合は公表されないとの理解で宜しいのでしょうか。またその場合、質問内の文章でその旨を記載すれば宜しいのでしょうか。   | 実施方針に関する質問及び意見の受付は終了しています。   |
| 40    | 業務要求水準書 | 2   | 30 | 第1部<br>第4  | 「可視赤外放射計を用いて取得した放射計データを処理するソフトウェアを貸与する」につきまして、IT技術の進歩により、当該ソフトウェアのコンバージョンが避けられなくなった場合の対応について教えてください。コンバージョンを実施するためには、ソースプログラム及び設計書等の情報開示、ソースプログラムの改変許諾等が必要となります。                                  | PFI事業者には、運用期間中の装置の維持管理に対して、官給する放射計データ処理ソフトウェアの改修を必要としないシステムの提案を期待しております。ソースコードの開示は現時点では考えておりません。ソフトウェアのコンバージョンに関する考え方については、入札公告時に示す予定です。 |

| 質問No. | 資料名     | ページ | 行目 | 項目                | 質問   | 回答   |
|-------|---------|-----|----|-------------------|--|--|
| 41    | 業務要求水準書 | 5   | 26 | 第2部-第1-2-4        | 「・・・副局を北海道地域に配置すること」とありますが、北海道設置に限定しているのでしょうか？実施方針16ページ(第4-1)には、国が北海道、埼玉、鹿児島に土地を確保はしているものの、必ずしも場所を限定しているようにはなっていませんが、いかがでしょうか？   | 「・・・副局を北海道地域に配置すること」としているのは、放射計データ及び通報局資料を伝送する衛星のKa帯ビームは関東と北海道の2つのビームのみであることから、副局機能のうち、放射計データ及び通報局資料の受信に係るものについては北海道地域(主局は関東地域)に配置することを要求しております。実施方針16ページ(第4-1)は、国が事業用地として提供可能な場所を記載したものであり、当該用地を活用するか否かについては応募者が自らの提案において選択するものと考えております。なお、その趣旨が明確になるよう、業務要求水準書の文言を修正いたします。 |
| 42    | 業務要求水準書 | 5   | 36 | 第2部-第1-2-8        | 「・・・降雨の影響による電波の減衰が多い月にあっても99.99%以上の回線稼働率は確保できること。」とありますが、降雨が最も多い月では、1時間当たり何mm程度でしょうか。また、民間の衛星運用会社においても99.99%以上の例はありません。設備コストを抑える観点からも99.99%以上ではなく、99.99%未満の回線稼働率が妥当ではないでしょうか。(具体的には、99.90%、99.80%など) | 回線稼働率の計算方法は電気通信技術審議会答申に記載されております。防災情報となるデータを取り扱うシステムとして、24時間、365日の安定した稼働が必要と考えており、99.99%以上の衛星と地上間の回線稼働率は、複数局でのサイトダイバーシティ効果により達成可能と考えています。なお、どのようにシステムに冗長性をもたせるかについては、応募者の提案に期待しているところです。また、その趣旨が明確になるよう、業務要求水準書の文言を修正いたします。  |
| 43    | 業務要求水準書 | 5   | 36 | 第2部<br>第1-2-8.    | 「降雨の影響による電波の減衰が多い月にあっても99.99%の回線稼働率を確保できること」につきまして、これはアンテナ一機単独の稼働率でしょうか。それとも、異なる地域の冗長構成による稼働率と捉えてよいのでしょうか。   | 異なる地域の冗長構成による稼働率と捉えていただいて構いません。また、No.42を参照してください。  |
| 44    | 業務要求水準書 | 7   | 32 | 第2部-第1-3-(3)      | 観測データに係る設備のインターフェース条件、必須のシステム構成を示していただけないでしょうか。  | 応募を検討している社に対し、「地上施設要求要件書(案)」(12月提示予定)により示します。  |
| 45    | 業務要求水準書 | 8   | 26 | 第2部-第1-3-(4)<br>ア | 「・・・通報局の周波数基準となる信号・・・」とありますが、具体的な周波数を示していただけないでしょうか。   | 通報局の周波数基準となる信号は、402.0~402.4MHzの中の1波を予定しています。   |
| 46    | 業務要求水準書 | 8   | 31 | 第1-3-(4)<br>-イ-2  | 通報局資料も国の指定する場所2箇所へ伝送するのでしょうか。  | 通報局資料も、放射計データファイルと同様に国の指定する2か所へ伝送していただきます。   |

| 質問No. | 資料名     | ページ | 行目 | 項目                       | 質問   | 回答   |
|-------|---------|-----|----|--------------------------|--|--|
| 47    | 業務要求水準書 | 8   | 32 | 第1-3-(4)<br>-イ-3         | 「回線品質のモニター機能」とは、整備する地上局から送信する信号を衛星テレメトリでモニタすることでしょうか。  | パリティ、ビットエラー等をアラームにより監視していただくことを想定しており、衛星テレメトリによるモニタではありません。  |
| 48    | 業務要求水準書 | 8   | 36 | 第1-3-(4)<br>-イ-7         | 「通報局資料中継帯域内の混信状況を把握できること。」とは、衛星テレメトリから混信を把握するスペクトラム波形を作り出してモニタすることでしょうか。                     | 受信波をスペクトラムアナライザー等で把握することを考えており、衛星テレメトリによるモニタではありません。   |
| 49    | 業務要求水準書 | 8   | 37 | 第1-3-(4)<br>-イ-8         | 「通報局の受信周波数を把握できること」とは、通報局から送信される信号を衛星側において受信するときの周波数のことでしょうか。                                | 衛星で中継される通報局の周波数基準となる信号の受信周波数を把握していただくことを意味しております。  |
| 50    | 業務要求水準書 | 9   | 3  | 第1-3-(4)<br>-イ-10        | 「国から依頼する関連事項の調査が可能なこと。」についてどのような調査が予想されますでしょうか。  | 受信データのチェックや混信状況の確認、基準周波数の発信と受信周波数の把握などが想定されます。これらに加え、回線品質の問題解決に必要な十分な調査を事業者の技術に基づき実施するようお願いしたいと考えています。 |
| 51    | 業務要求水準書 | 9   | 5  | 第1-3-(4)<br>-イ-11        | 「通報局の周波数基準となる信号を衛星に送信できること。」は、UHF周波数帯域でパイロット信号等を常時送信する必要があるのでしょうか。                           | 第1-3-(4)-イ-9の要求水準を満たすこと及び無線局の管理上求められる範囲で送信できることを要求しています。   |
| 52    | 業務要求水準書 | 9   | 14 | 第2部<br>第1-3-(5)          | 「通信技術等の推移に応じて、運用期間中に通信回線の見直しを行う。」につきまして、通信回線費用の変動した場合の扱いを教えてください。                            | サービス対価の算定及び支払方法の5(1)を参照してください。   |
| 53    | 業務要求水準書 | 11  | 27 | 第2-2-(1)<br>-イ-9         | 警備業務を実施する者として、代表企業、構成員、協力会社の中に警備業法第4条の認定を受けた企業を含む必要があるのでしょうか。警備業務につきましては“再委託”というスキームも考えられます。 | 代表企業、構成員、協力会社の中に本事業等を実施するすべての企業を含む必要ありません。業務の内容によっては代表企業、構成員、協力会社以外の企業が行うことも可能と考えます。                   |
| 54    | 業務要求水準書 | 12  | 13 | 第2部-第2-2-(2)<br>-ウ-(7)-3 | 「・・・直接英語による折衝を行い・・・」とありますが、英語限定なのでしょうか？  | 国内機関との調整は日本語、外国機関との調整は英語による折衝が可能であることを求めています。  |

| 質問No. | 資料名             | ページ | 行目 | 項目               | 質問   | 回答   |
|-------|-----------------|-----|----|------------------|--|--|
| 55    | 業務要求水準書         | 14  | 11 | 第2部<br>第3-3-(1)  | 「デブリ情報、他衛星の監視情報や定期的な光学観測等を行うことで」につきまして、光学観測を行うこと自体が要求されますか。  | PFI事業者自身が光学観測機器を保有して光学観測を行うことまでは、求めておりません。コロケーション時の安全確認・危険回避に必要な情報については、これを提供する別の主体に係るサービスを利用することでも構わないと考えています。<br>なお、その趣旨が明確になるよう、業務要求水準書の文言を修正いたします。                 |
| 56    | 業務要求水準書         | 14  | 11 | 第3-3-(1)<br>-イ-6 | デブリ情報の観測は必須でしょうか。  | No.55を参照してください。  |
| 57    | 業務要求水準書         | 14  | 27 | 第3-3-(2)<br>-イ-4 | 可視赤外放射計の「故障予測」とは、「故障に至る前の予兆を発見すること」という理解で正しいでしょうか。   | このご理解で間違いありません。  |
| 58    | 業務要求水準書         | 14  | 27 | 第3-3-(2)<br>-イ-4 | 「故障予防処置」とは、極端な例では事前の「冗長系への切り替え」を意味するものと推測されますが、この他に故障予防処置に該当するような処置の例をご教示願います。   | 切り替えには、副衛星への観測切り替えと放射計内部で冗長化された部分の切り替えの両者が想定されます。  |
| 59    | 業務要求水準書         | 15  | 1  | 第3-3-(3)<br>-イ-2 | 「受信状態の制限値から逸脱を検知した場合」とはどのような状況を示すのかご教示願います。  | 地上局における受信電波レベルの低下などを想定しております。<br>具体的には、落札者決定後に提示する衛星運用手順書等にて示します。  |
| 60    | サービス対価の算定及び支払方法 | 1   | 16 | 1-(表1)-<br>①-イ   | 本事業においては、建中の維持管理費が発生することが想定されますが、当該費用は表1-①-イその他費用の・事業者の開業に伴う諸費用に含まれる、との理解でよろしいでしょうか。   | ご質問の通りです。  |
| 61    | サービス対価の算定及び支払方法 | 1   | 39 | 1-(表1)-<br>(注1)  | 「賃借に係る費用等は施設・設備費に含める。」とありますが、本事業を民有地を使用して実施する場合、SPCが一定水準の土地の賃借料を支払うことは避けられないと思慮しますが、賃借料は当該施設・設備費に含めて宜しいでしょうか、またその場合、賃借料は施設・設備費と区分して表記しなければならないでしょうか。 | 賃借料は広義の施設・設備費に含まれますが、初期投資ではないため、他の施設・設備費と区分することにしていきます。このため、割賦手数料の計算の対象とはしないでください。提案書における具体的な記載方法については、入札公告時に示します。<br>なお、本回答を踏まえてサービス対価の算定及び支払方法の割賦手数料についての文言を修正いたします。 |

| 質問No. | 資料名             | ページ | 行目 | 項目            | 質問  | 回答   |
|-------|-----------------|-----|----|---------------|---|--|
| 62    | サービス対価の算定及び支払方法 | 4   | 16 | 3-(2)         | 「維持管理業務の対象となる静止地球環境観測衛星の数に応じて支払額を変更して支払いを行うことを予定している。」とありますが、衛星の数に基づく各回の支払額については事業者提案によることとする、との理解で宜しいでしょうか。                                    | サービス対価の支払額の算定方法については、入札公告までに詳細を示すこととしています。                                     |
| 63    | サービス対価の算定及び支払方法 | 4   | 22 | 3-(2)         | 「維持管理費は、維持管理業務の対象となる静止地球環境観測衛星の数に応じて支払額を変更して支払いを行うことを予定している。」とありますが、衛星数が減少した場合、その維持管理設備の整備等に要した対価相当分の費用も減額となるのでしょうか。                            | サービス対価の支払額の算定方法については、入札公告までに詳細を示すこととしています。                                     |
| 64    | サービス対価の算定及び支払方法 | 4   | 27 | 3-(3)         | 「運用費は、維持管理費と同様、静止地球環境観測衛星の数に応じて支払額を変更して支払いを行うことを予定している。」とありますが、衛星数が減少した場合、その運用に必要となる機器整備等に要した対価相当分の費用も減額となるのでしょうか。                              | サービス対価の支払額の算定方法については、入札公告までに詳細を示すこととしています。                                     |
| 65    | サービス対価の算定及び支払方法 | 7   | 15 | 5-(3)         | 「・・・刊行物等により公表される物価指標等に基づき維持管理費・費用の改定を行い・・・」とあるが、これには人件費も含まれているのでしょうか？人件費の場合、刊行物の数字は平均値を取っているため、各社の単価と乖離がある場合が多いですが、具体的数字ではなく、増減の%をとるといえるのでしょうか？ | 人件費を含めた維持管理費・運用費について、刊行物等により公表される物価指標等に基づく改定の規定を設ける予定です。                       |
| 66    | サービス対価の算定及び支払方法 | 7   | 16 | 5-(3)         | 「物価指標等に基づき維持管理費、運用費及びその他の費用の改定を行い、翌年度の維持管理費、運用費の支払いに反映する。」とありますが、5-(1) 基本的考え方(頁9行目)の「国及び事業者が協議の上」と相反する条項と思われませんが、ご解説いただけますでしょうか。                | ご指摘のとおり、誤解を生じるおそれがあるため、「この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って～」の記述のうち、「物価変動、」の部分は削除することといたします。 |
| 67    | サービス対価の算定及び支払方法 | 7   | 17 | 5-(3)         | 「・・・反映する。」と限定的な書き方になっていますが、「(1) 基本的考え方」にありますように国及び事業者が協議し、合意することが前提と考えてよろしいのでしょうか？  | (3)の改定は、入札公告時に示す規定に沿って行うものであり、国及び事業者が都度協議を行うことは予定していません。また、No.66を参照してください。     |
| 68    | リスク分担表          | 1   | 12 | 2「その他の法令等の変更」 | SPC側で負担するリスク額の上限をご設定頂けませんか。   | 上限は設けませんが、SPCによる本事業の遂行に重大な支障をきたすおそれがあると認められる場合は、協議を行います。                       |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目                   | 項目                      | 質問  | 回答  |
|-------|--------|-----|----------------------|-------------------------|---|---|
| 69    | リスク分担表 | 1   |                      | 2                       | 「その他の法令等の変更」について本来、法令の変更はSPCが関与できない事項なので、リスクは国がご負担いただくべきではないでしょうか。  | 原案の通りとしますが、SPCによる本事業の遂行に重大な支障をきたすおそれがあると認められる場合は、協議を行います。 |
| 70    | リスク分担表 | 1   |                      | 4                       | 「その他の税制変更」について本来、税制の変更はSPCが関与できない事項なので、リスクは国がご負担いただくべきではないでしょうか。  | 原案の通りとします。  |
| 71    | リスク分担表 | 1   |                      | 4                       | PFI事業のみに影響を与える税制の変更についても基本的には国がご負担いただくべきではないでしょうか。  | 原案の通りとします。  |
| 72    | リスク分担表 | 1   | 共通・法制関連<br>リスク・税制の変更 | 4                       | 「その他の税制変更」はSPC負担となっていますが、本案件はBOO案件であり、法人税、固定資産税、外形標準課税等についての税制変更についても消費税制と同じようにSPC側が管理し得ない、あるいは予測し得ないリスクであるため、国側の負担とすべきではないでしょうか。 | 原案の通りとします。  |
| 73    | リスク分担表 | 1   | 25                   | 7「戦争、放射能、テロ等の人的災害によるもの」 | 保険上、本リスクは免責事項且つ軽微な場合でもSPCの経営上、影響力は甚大ですので国にて全てのリスクをご負担頂けませんでしょうか。  | 原案の通りとします。  |
| 74    | リスク分担表 | 1   | 27                   | 8「国の想定を超える規模の天災に起因するもの」 | 国の想定を超える規模の天災に対する保険付保は実質困難であり、軽微な場合でも、SPCの経営上、影響力は甚大ですので国にて全てのリスクをご負担頂けませんでしょうか。  | 原案の通りとします。  |
| 75    | リスク分担表 | 1   |                      | 7, 8                    | 人為的リスク、地球上の自然災害について、予測の範囲を越えたものは国がご負担いただくべきと考えますが、SPCはどのようなケースにおいて従負担(△)となるのでしょうか。  | それぞれの備考に記載した通りです。   |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目 | 項目                                 | 質問  | 回答   |
|-------|--------|-----|----|------------------------------------|---|--|
| 76    | リスク分担表 | 1   |    | No.9                               | 「宇宙空間の障害物」が国のリスクとなっていますが、業務要求水準書P14で、デブリに関する危険回避の記述があります。監視は要求されるが、万が一衝突した場合は国のリスクということでしょうか。   | 宇宙空間の障害物については、基本的にPFI事業者がリスクコントロールできる事項ではないと考えており、国が負うリスクとしています。<br>通常、衛星を管制する際、リスク回避行動を行うことが前提であると考えており、衛星管制を担う主体として、当然に求められるリスク回避のための情報入手を怠った場合、または、リスク回避すべき情報入手していたにも関わらず、回避行動を取らなかったといった場合には、PFI事業者にも責めに帰すべき事由があったとみなされるものと考えています。 |
| 77    | リスク分担表 | 1   | 34 | 11「上記以外のもの」                        | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外のもの」を「SPCの責任によるもの」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。   |
| 78    | リスク分担表 | 1   | 38 | 14「上記以外の事由を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任」 | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外の事由」を「SPCの責任による事由」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。   |
| 79    | リスク分担表 | 1   | 48 | 21整備期間中の金利変動                       | 当該リスクについては、国側が負担するとなっておりますが、本事業は整備期間が完工まで約5年と長期にわたり、金利変動のリスクヘッジが困難であると見受けられます。つきましては当該リスクヘッジについてはあくまで運営開始時点の基準金利を採用する形にしてリスクを負担頂くとの理解で宜しいでしょうか。 | 基準金利の変更日は、運営開始日に近い日付とする予定です。詳細は入札公告時に示します。   |
| 80    | リスク分担表 | 1   |    | No.22                              | 「整備期間中の金利変動」が国のリスクとなるのに対し、「運用期間中の金利変更」がSPCのリスクとなっていることの理由を教えてください。  | サービス対価の支払開始前の基準金利確定日までの金利変動分については、SPCがリスクコントロールをすることが出来ないため、国のリスクとしており、一方で、サービスインの後の金利変更については、そもそもSPCがどのような融資を受けるかという判断の結果のものであることから、SPCが自らのリスクで行うべきことであるものと整理しています。   |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目 | 項目                                   | 質問  | 回答   |
|-------|--------|-----|----|--------------------------------------|---|--|
| 81    | リスク分担表 | 1   |    | 21, 22                               | 「整備期間中の金利変動」と「運用期間中の金利変更」についての使い分けと、なぜ「運用期間中の金利変更」はSPC側の負担なのかご教示願います。<br>また、それぞれの期間の定義（いつからいつまで）も注釈を願います。                           | No. 80を参照してください。   |
| 82    | リスク分担表 | 2   |    | 24                                   | 【運用、維持管理期間中の物価変動】<br>SPC側のリスク負担が従負担（△）となっており、備考欄に「一定範囲を超える部分については国が負担する」とありますが、この「一定範囲」とは、入札時までに決定するものでしょうか？ 現時点で定められている場合はご提示願います。 | 入札公告時に示します。  |
| 83    | リスク分担表 | 2   | 4  | 24「運用、維持管理期間中の物価変動」                  | “一定の範囲”とは具体的にどの範囲をご想定されていますか。もしくは、現時点では詳細に明示できない場合、どのタイミングにて明示頂けますか。  | No. 82を参照してください。   |
| 84    | リスク分担表 | 2   | 10 | 27「国の責任により契約が未締結または遅延となった場合」         | “契約”とは「基本協定」「事業契約」の両方を指していますか。  | ご質問の通りです。  |
| 85    | リスク分担表 | 2   | 12 | 28「上記以外の事由により契約が未締結または遅延となった場        | “契約”とは「基本協定」「事業契約」の両方を指していますか。  | ご質問の通りです。  |
| 86    | リスク分担表 | 2   | 12 | 28「上記以外の事由により契約が未締結または遅延となった場合」      | 本項目は、例えば事業者側の入札停止による契約遅延等、具体的にどのようなケースをご想定されていますか。具体的な想定ケースが無い場合、契約前に想定されているリスクのため本項目の削除をお願いします。                                    | 原案の通りとします。具体的には、落札者の代表企業の経営破たんにより事業の実施が困難と見込まれる場合等が想定されます。 |
| 87    | リスク分担表 | 2   | 17 | 30「上記以外の事由により設計変更したことによる工事費用、設備費用等の増 | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外の事由」を「SPCの責任による事由」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。   |
| 88    | リスク分担表 | 2   | 21 | 32「上記以外による変更」に起因する設計等費用の増加」          | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外」を「SPCの責任」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。   |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目 | 項目                            | 質問  | 回答  |
|-------|--------|-----|----|-------------------------------|---|---|
| 89    | リスク分担表 | 2   | 24 | 33「技術等の欠陥による費用増加又は遅延」         | 他事業等国の責任による技術等の欠陥による費用増加又は遅延は、国にてリスクをご負担を頂けませんでしょうか。  | 調査・設計段階において国の責任による技術等の欠陥は想定しておりませんが、ご指摘の事例があれば国の負担であると考えます。   |
| 90    | リスク分担表 | 2   | 29 | 37「上記以外の事由によるもの」              | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外の事由」を「SPCの責任による事由」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。  |
| 91    | リスク分担表 | 2   | 34 | 40「上記以外の事由によるもの」              | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外の事由」を「SPCの責任による事由」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。  |
| 92    | リスク分担表 | 2   | 38 | 44「上記以外のもの」                   | よりリスク分担範囲を明確化するために、「上記以外のもの」を「SPCの責任によるもの」にご変更頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。  |
| 93    | リスク分担表 | 2   | 40 | 46「地球上の自然現象又は障害物に起因する障害によるもの」 | 衛星、地球局間の無線区間における干渉等、SPC側にて管理不可能なものについては国にてリスクをご負担頂けませんでしょうか。  | 原案の通りとします。  |
| 94    | リスク分担表 | 2   |    | 運用段階-施設・設備性能リスク-障害の発生         | 46<br>「地球上の自然現象または障害に起因する障害によるもの」はSPC負担となっていますが、同リスク分担表1ページにある「不可抗力リスク」とどのように区別して考えればいいのか？                      | 「不可抗力リスク」の「地球上の自然災害」で記載した「国の想定を超える規模の天災に起因するもの」以外の事象に起因するものはSPC負担と考えています。なお、何をもち「想定を超える」とするかについては、個々のケースを詳細に見た上で判断されるものと考えています。 |
| 95    | リスク分担表 | 2   |    | 運用段階-施設・設備性能リスク-障害の発生         | 46<br>「地球上の自然現象または障害に起因する障害によるもの」はSPC負担となっていますが、事業期間中のこうした不可抗力による障害の費用負担リスクについては発注者側にあるのが一般的であると考えますが、いかがでしょうか？ | No. 94を参照してください。  |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目 | 項目                  | 質問  | 回答   |
|-------|--------|-----|----|---------------------|---|--|
| 96    | リスク分担表 | 2   |    | 4 6                 | No. 46は想定される自然災害または障害物にあてはめでのリスク分担と理解しますが、各現象に対しどこを基準として想定内と想定外の境界とするのかご教示願います。                                 | No. 94を参照してください。   |
| 97    | リスク分担表 | 3   |    | 4 8                 | 仮に、事業者に起因する障害で観測データ（放射計データまたは通報局資料）に欠損が生じてしまい、国が指定する機関へ伝送できなかった場合は、1画像（または1ファイル）いくらといった損害賠償が国から請求されるのでしょうか？     | モニタリングの内容については、入札公告までに詳細を示すこととしています。   |
| 98    | リスク分担表 | 3   | 1  | 48「事業者に起因する障害によるもの」 | “事業者”とは、SPCを指していますか。  | ご質問のとおりSPCを指しますので、リスク分担表の”事業者”を”SPC”に修正します。なお、SPCには、SPCからの業務委託先企業も含まれます。               |
| 99    | リスク分担表 | 3   | 4  | 50「事業者に起因する障害によるもの」 | “事業者”とは、SPCを指していますか。  | [No. 98]を参照してください。   |
| 100   | リスク分担表 | 3   | 4  | 50「事業者に起因する障害によるもの」 | SPCに起因する障害によるものであったとしても、SPCの経営に与える影響は甚大ですので国にてリスクをご負担頂けませんでしょうか。その場合、運用費用に対する支払額の減額等、SPCに対する賠償額の上限をご指定願います。     | 原案の通りとします。なお、SPCの経営に与える影響の大小にかかわらず、法令の定めにより、SPCに対する損害賠償請求額の上限を設けることはできません。             |
| 101   | リスク分担表 | 3   |    | No. 5 0             | 「衛星の損傷、損失」について、国の指示に起因するもの以外はSPCになっていますが、例えば、衛星のスペック外の動作が引き金となって、地上でいろいろ運用を試みた結果、衛星損傷につながったという場合もSPCのリスクになりますか。 | 「スペック外動作」を仮定した場合には、SPCが単独で運用を試みることを想定していません。この仮定の場合は、当然、国と衛星メーカーと運用事業者の三者で対応することとなります。 |

| 質問No. | 資料名    | ページ | 行目 | 項目                                    | 質問   | 回答  |
|-------|--------|-----|----|---------------------------------------|--|---|
| 102   | リスク分担表 | 3   |    | 50                                    | 軌道上での運用に際し、国は本事業衛星（2機）に対し保険を付保されるのでしょうか。   | No. 29を参照してください。  |
| 103   | リスク分担表 | 3   |    | 50                                    | 仮に、事業者に起因する障害で衛星に損傷または消失させてしまった場合、事業者は国に対してどのくらいの損害賠償をしなければならないのでしょうか（残されたミッション期間によっても変動するものと思われませんが）。損害賠償の算定方法をご教授願います。 | 事業者に起因する障害の内容が具体的でないため、現段階では回答することができません。   |
| 104   | リスク分担表 | 3   | 13 | 55 機密保持に関すること                         | 機密保持に関し、事業者の責によるリスクはリスク分担表に記載の通り事業者負担となるものと思われませんが、国の責により機密が保持されないリスクについては、国が負担いただくとの理解で宜しいでしょうか。                        | ご質問の通りです。   |
| 105   | リスク分担表 | 3   | 13 | 55 「機密保持に関すること」                       | “機密保持に関すること”とは、同リスク分担表の項目No59にて、「情報漏洩に関すること」と同義ですか。  | 項目55の「機密保持に関すること」は、業務要求水準書第2部第3-2-6に関することで、項目59の「情報漏洩に関すること」は、業務要求水準書第2部第1-2-11~13に関することです。 |
| 106   | リスク分担表 | 3   | 14 | 56 「設備等が技術的に陳腐化したことへの対応」（国が供給した設備を除く） | “陳腐化”に対する判断はSPCが行うという認識で間違いありませんか。   | 要求水準の達成の是非については、国が判断します。これには、施設・設備に起因している場合を含みます。   |
| 107   | リスク分担表 | 3   | 16 | 57 「設備の維持管理に関すること」                    | 不可抗力リスクや自然現象に起因する障害と偶発的設備故障が重なった場合は、国にて全てのリスクをご負担頂けませんでしょうか。   | 原案の通りとします。  |
| 108   | リスク分担表 | 3   | 19 | 59 情報漏洩に関すること                         | 情報漏洩に関し、事業者の責によるリスクについてはリスク分担表に記載の通り事業者負担となるものと思われませんが、国の責により情報漏洩が起るリスクについては国が負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。                      | ご質問の通りです。   |
| 109   | リスク分担表 | 全般  |    |                                       | 国の方針や事由発生時点において、SPCがリスクを負えない状況になった場合は、別途、国との調整・協議によりその後の方針を変更・決定することは可能でしょうか。  | [No. 37]を参照してください。  |

| 質問No. | 資料名  | ページ | 行目 | 項目  | 質問   | 回答  |
|-------|------|-----|----|-----|--|---|
| 110   | 参考資料 | 1   | 5  | 1.1 | アンテナを設置する配置は軌道決定精度、引いては東西方向保持精度との関係があり、国有地か民有地かの判断にインパクトがあります。判断に当たって定量的評価を行うには、衛星の有効断面積／質量比、南北制御の東西方向に及ぼす影響（カップリング）の大きさが必要となりますが、ご提示いただけるでしょうか。 | No. 44を参照してください。  |
| 111   | 参考資料 | 6   | 8  | 5   | ひまわり8号および9号を140度付近、それぞれ±0.05度以内で保持するとのことですが、他の衛星が140度付近に配置される場合の考え方について教えてください。ひまわり8号／9号の後継機が打上られた場合は運用のオーバーラップ期間が存在するのではないのでしょうか。               | 他の衛星が配置された場合は、同軌道範囲によるコロケーション運用を想定しています。なお、ひまわり8号／9号の後継機が打ち上げられた場合は運用のオーバーラップ期間が存在する可能性があります。 |